

こども食堂・子ども宅食について（実施要領（案）より抜粋）

1. 対象事業 【実施要領（案）第4の1（1）】

（1）地域における共食の場の提供

地域における共食のニーズの把握、共食の場において食材を提供する地域の農林漁業者等とのマッチングの取組、地域の農林漁業者や食文化の継承者等を招いた食育の取組、及び地域における共食の場を設けるための取組を行う。

新型コロナウイルス感染症の影響によりこども食堂等が共食の場を開催できない場合、食材や弁当を個別に配達する場合も適用できることとする。

なお、共食の場を設ける際には、食や農林水産業への理解を深めるための活動となるよう、国産・地場産食材を中心に使用することとし、単なる食料供給の場とならないようにする。

（2）食文化の保護・継承や日本型食生活の実践のための取組支援

郷土料理や行事食等の地域食文化の保護・継承や日本型食生活の実践に向け、こども食堂、こども宅食等子育て世代や若い世代を中心とする各世代に向けた調理講習会や食育授業等を開催する。

なお、こども宅食については、単なる食料供給にならないよう、食材や弁当と一緒に食文化の保護・継承や日本型食生活に関するパンフレットやチラシ等を同封して配達する場合も適用できることとする。

（3）農林漁業体験の機会の提供 ※（1）または（2）を実施する者のみ対象

農林漁業者等の指導の下、地域の関係者と連携を図りながら農作業等の体験の機会を提供する。生産者又は指導者から本取組に関する講話等（農林漁業の作業手順に関する説明を除く。）の実施を併せて行う。

2. 対象経費及び交付率・額の上限 【実施要領（案）別表2の1】

対象事業	経費	交付率・額の上限
（1） 地域における共食の場の提供	（ア）ニーズ調査費 調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費、消耗品費	定額
	（イ）農林漁業者等とのマッチングの調査・調整費 調査員手当・旅費、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費	定額
	（ウ）マッチング交流会開催費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費	定額
	食材費（調理体験の教材、展示、試食用）	定額
		ただし、上限額 50万円かつ、1人当たりの上限額は、1,000円

	<p>(エ) 共食の場の提供費 講師謝金・旅費、賃金(運営補助)、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費(調理体験の教材、展示、試食用及び食育の教材用)</p>	<p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額 100万円かつ、1 人当たりの上限額 は、1,000円</p>
<p>(2) 食文化の 保護・継 承や日本 型食生活 の実践の ための取 組支援</p>	<p>(ア) 食文化の継承・日本型食生活の実践 講師謝金・旅費、賃金(運営補助)、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費(調理体験の教材、展示及び試食用)</p>	<p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額 100万円かつ、1 人当たりの上限額 は、1,000円</p>
<p>(3) 農林漁業 体験の機 会の提供</p>	<p>(ア) 教育ファーム検討委員会開催費 委員謝金・旅費、会場借料、機器借料、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(イ) 農林漁業体験の機会の提供費 体験ほ場の借地料、体験ほ場管理に係る物材費、指導者謝金・旅費、賃金(運営補助)、農業機械・簡易トイレ等借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、貸し切りバス借料(日帰りに要するものに限る。)、種苗・生産資材費(実習用具等の消耗品費を含む。)、会場借料、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費(農林漁業体験の一環として行う加工・調理体験、試食用)</p> <p>(ウ) 農林漁業体験の機会の提供推進のためのコーディネートの実施費 賃金(運営補助)、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料(日帰りに要するものに限る。)、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額50 万円かつ、1人当 たりの上限額は、 1,000円</p> <p>定額</p>

3. 事業実施主体 【実施要領(案)第4の1(2)】

都道府県、市町村、民間団体等(農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、社会福祉法人、国立学校法人、公立大学法人、学校法人、消費生活協同組合、労働者協同組合、特殊

法人、認可法人、公社及び独立行政法人をいう。以下同じ。)及び法人格を有しない団体であって都道府県知事が関東農政局長と協議の上、特に認める団体とする。

4. 事業の目標設定 【実施要領(案)第2】

以下の目標①～⑤の一部または全部に加えて、目標⑥の達成に向けた取組とする。

- ① 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
 - ② 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、
伝えている国民を増やす
 - ③ 農林漁業体験を経験した国民を増やす
 - ④ 学校給食における地場産物等を活用した取組等を増やす
 - ⑤ 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
 - ⑥ 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす → 必須
- } 一部又は全部

5. 交付額の算定 【実施要領(案)別添1】

提出された事業実施計画について、実施要領(案)別添1別表の評価項目及び配点基準をもとに、国において交付額が決定されます。